

大野市青少年教育センターの概要

1. 名称 大野市青少年教育センター
2. 位置 大野市中野第57号6番地の1
3. 所管 大野市教育委員会

4. 教育センターの目的

青少年の健全育成、教育相談業務、教育関係者の研修、教育に関する資料・情報の提供により大野市の教育の充実を図る。

5. 事業内容

- (1) 教育センターの機能としての用途
 - ・適応指導教室(フレッシュハウス)
 - ・教科書センター
- (2) 研修施設としての用途
 - ・体育館、研修室、和室の利用提供

6. 開所時間 午前9時～午後9時30分

7. 休 所 日 祝日及び年末年始

大野市青少年教育センター施設使用手続き

1. 施設使用許可申請の流れ

- (1) 予約状況の事前確認(電話でも可)
電話は状況の確認のみとし、電話の予約は受け付けません。
(月曜日～金曜日の午前8:30～午後5:15 TEL66-6650)
- (2) 使用許可申請書の提出
- (3) 使用許可書及び使用料納入通知書の交付
- (4) 使用料納付書により納入(使用日までに納入して下さい。)

2. 留意事項

- (1) 使用申請書は使用日の1ヶ月前から1週間までの間に受け付けます。
- (2) 使用許可については申請書の受付順を優先します。
- (3) 使用後は備え付けの「使用報告書」を提出してください。
- (4) 一週間前までにキャンセルした場合は、使用料を返還いたします。
- (5) オンライン申請の個人申請はできません。



適応指導教室(フレッシュハウス)

不登校児童生徒に、仲間づくりや学習への不安解消、心の安定を行う適応指導教室(フレッシュハウス)を設置し、生活適応や社会適応への相談援助を通して問題解決をはかり、学校復帰を支援する。

実施日 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

作業日 土・日曜日 祝日 年末年始

対象者

何らかの事情で、不登校等になり相談援助を受けたい大野市内の児童・生徒・保護者・教職員

1. 相談援助活動

- ・話し合おう(カウンセリング活動)
不登校等の児童生徒について、本人・保護者・教職員に面接相談・電話相談を通して、不安や悩みを和らげ心の安定をはかる
- ・友達をつくろう(集団適応活動)
人間関係がうまくたもてず、友達づくりができない子にいろいろな活動(スポーツ、ゲーム、調理活動など)を通して友達とふれあうことができるようにする
- ・学びかたを学ぼう(学習支援活動)
学習不安を持っている子に、不安を和らげ、自信を持つように学習支援を通して、自信回復のきっかけをつくらせる
- ・体験しよう(自然体験・社会体験活動)
施設の見学、行事に参加することをすすめ、野外活動や創造的活動を体験し、自ら取り組もうとする心を育てる

2. 訪問相談援助活動

目的
長期間登校できずに家に閉じこもっている児童生徒に、家庭訪問を行い援助する。それらの援助を通して、児童生徒の閉じた心を開くことにつとめ、学校復帰への支援をする。

対象者

長期間不登校になっている大野市および最寄りの小中学校の児童生徒で、本人または保護者が援助を受けることに同意した者
訪問相談支援の時間と場所

月曜日～金曜日 午後1時～4時まで

(原則として1ケース週1回1時間程度)

不登校児童生徒の家庭および学校の相談室・保健室・心の相談室・さわやか教室

3. 学習支援活動

登校できない児童生徒の学力の補充と学習遅延の解消を図り、再登校後の学習への対応を容易にする支援活動

対象者 大野市内の不登校児童生徒

実施日(学習教科と時間)

月曜日(社会) 火曜日(数学) 水曜日(国語)

木曜日(英語) 金曜日(理科)

午前9時30分～11時30分

概要図



体育館



ロビー



研修室



適応指導教室(フレッシュハウス)



和室

(規模)

- ・敷地面積 5,397.94㎡
- ・建物延面積 1,374.3㎡
- ・本館(鉄骨2階建冷暖房付) 725.4㎡
- ・体育館(鉄骨平屋建) 648.9㎡

教科書センター

小・中学校で使用している教科書を展示・閲覧・貸し出しを行なう

●位置図



大野市青少年教育センター

〒912-0021

福井県大野市中野第57号6番地の1

TEL(0779)66-6650

FAX(0779)66-6651

適応指導教室(フレッシュハウス)

TEL(0779)66-7717

フリーダイヤル0120-117415

●使用料金表

区分		使用料(1時間当たり)	
		使用可能時間9:00~21:30	
体育館	半面	300円	
	全面	600円	
研修室		200円	
和室		200円	

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 2 利用者が営利、営業、宣伝その他これに類する目的のために利用する場合の使用料は、この表に掲げる金額に次に定める率を乗じて得た額を加算します。
 - (1) 利用者が市内に住所を有する場合
5割増
 - (2) 利用者が市外に住所を有する場合
10割増
- 3 利用者が市外に住所又は事務所を有する場合は、この表に掲げる金額に5割を乗じて得た額を加算します。
- 4 冷房又は暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に1割を乗じて得た額を加算します。

大野市 青少年教育センター



適応指導教室(フレッシュハウス) 教科書センター

大野市教育委員会